

## 平成30年度宮内庁調達改善計画

### 1 調達改善計画の目的

宮内庁では、これまでも「公共調達の適正化」等の観点から、随意契約の見直しを行い、やむを得ない場合を除き、競争入札、企画競争、公募等の競争性のある契約方式への移行等を進めてきたところであるが、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「平成30年度調達改善計画の策定要領」（平成30年2月9日内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、調達する財・サービスの特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むため、平成30年度宮内庁調達改善計画を以下のとおり定める。

### 2 調達の現状分析

平成28年度の宮内庁（地方支分部局、施設等機関含む。）における少額随意契約を除く契約実績は、契約件数382件、契約金額約56億円であった。

契約種別の実績では、競争性のある契約が270件（70.7%）、約46億円（82.1%）、競争性のない随意契約が112件（29.3%）、約9億円（16.1%）となっている。

年度ごとに調達内容及び事業規模が異なり、個別要因の影響が契約金額に現れているところ、平成27年度と比較した平成28年度の契約金額増加に係る主な要因としては、新規施設整備事業の工事契約と国庫債務負担行為による物品調達の契約初年度が重なったことが挙げられ、契約金額が1億円超となった事案に限った前年度比較では、契約件数が3件増、契約金額が約11億円増となっている。（表1）

また、競争性のない随意契約の契約件数が平成27年度との比較で10件増加したのは、皇族喪儀に伴う特命随意契約が12件あったことが要因として挙げられる。

次に、調達の応札状況に関する前年度比較では、競争入札において1者応札の契約金額が3億から約3倍の10億円に増加となっているところ、平成28年度に新規施設整備事業の大規模案件（2件で7億6千万）について、一者応札となったことが一者応札の契約金額増加の要因となっている（表2）。

表1 平成28年度宮内庁における調達契約の種別

(単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争入札	228	59.7%	40	71.4%
	企画競争による随意契約	2	0.5%	0	0.0%
	公募による随意契約	23	6.0%	3	5.4%
	不落・不調による随意契約	17	4.5%	3	5.4%
	小計	270	70.7%	46	82.1%
競争性のない随意契約		112	29.3%	9	16.1%
合計		382	100.0%	56	100.0%

(注1) 平成28年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 平成28年度金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表2 平成28年度宮内庁における調達の応札状況

(単位：件、億円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	29	10	199	30	228	40
割合	12.7%	25.0%	87.3%	75.0%	100.0%	100.0%
企画競争による随意契約	2	0	—	—	2	0
割合	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%
公募による随意契約	23	3	—	—	23	3
割合	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%

(注1) 平成28年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

次に、「電力」、「ガス」、「情報システム」、「庁費類」及び「工事関係」の各調達経費では、「電力」調達は、本庁及び地方支分部局等共に高圧電力契約を一般競争で調達しており、競争性のある調達を実現している。

「ガス」調達に関しては、平成28年度は都市ガスの小売り自由化前であったことから、表3のうち本庁については随意契約での実績となっているが、自由化を踏まえ、平成29年度において皇居内で使用するガス及び赤坂御用地で使用するガスを一般競争入札で調達しており、競争性のある調達を実現している。他方、地方機関については一般競争及び参加意思確認公募で調達しているプロパンガスの実績（2件）を含んでおり、競争性のある調達に取り組んでいる。「情報システム」調達については、本庁のみの調達となっているところ、国庫債務負担行為の活用と賃貸借と保守を一体として調達するこ

とで、契約金額面で期間と規模による経済性の低減効果を図っている。「庁費類」調達については、契約件数が213件（55.8%）と全体の半数を超える割合となっているところ、本庁と地方支分部局等との比較では、本庁の比重が高くなっている。「工事関係」調達については、契約金額が38.5億円（68.9%）と全体の半数を超える割合となっているところ、全体の半数を超える割合は前年度から変化がないことから、宮内庁の調達の特色を表しているものと思われる。（表3）。

表3 平成28年度宮内庁における調達経費の内訳 (単位：件，億円)

	本庁		地方支分部局等		宮内庁全体		
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
電力(A)	2	0.8	2	0.3	4	1.1	
割合(A/J)	0.7%	1.8%	1.9%	2.5%	1.0%	2.0%	
ガス(B)	1	0.5	2	0.1	3	0.6	
割合(B/J)	0.4%	1.1%	1.9%	0.8%	0.8%	1.1%	
情報システム(C)	4	3.4	0	0.0	4	3.4	
割合(C/J)	1.4%	7.8%	0.0%	0.0%	1.0%	6.1%	
庁費類	物品等購入(D)	22	2.1	7	0.2	29	2.3
	割合(D/J)	7.9%	4.8%	6.7%	1.7%	7.6%	4.1%
	物品等製造(E)	17	0.9	0	0.0	17	0.9
	割合(E/J)	6.1%	2.1%	0.0%	0.0%	4.5%	1.6%
	物品等賃借(F)	38	1.2	5	0.1	43	1.3
	割合(F/J)	13.7%	2.7%	4.8%	0.8%	11.3%	2.3%
	役務提供等(G)	100	6.8	24	1.0	124	7.8
	割合(G/J)	36.1%	15.5%	22.9%	8.3%	32.5%	14.0%
小計(H)	177	11	36	1.3	213	12.3	
割合(H/J)	63.9%	25.1%	34.3%	10.7%	55.8%	22.0%	
工事関係(I)	93	28.1	65	10.4	158	38.5	
割合(I/J)	33.6%	64.2%	61.9%	86.0%	41.4%	68.9%	
合計(J)	277	43.8	105	12.1	382	55.9	

(注1) 平成28年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

(注2) 「情報システム」とは、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が所管する「政府情報システム管理データベース（ODB）」に登録している情報システムを対象としている。

(注3) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注4) 契約金額（支払額）が億未満の対象が多くあったため、本表に限って千万円単位の金額を少数点以下で表示している。

### 3 調達改善計画の自己評価の実施方法

上半期終了時点、並びに、下半期終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

なお、自己評価においては、宮内庁契約監視委員会委員長に意見を求める。さらに、内部監査の事後検証を必要に応じて活用し、評価の精度を高める。

### 4 調達改善の推進体制

#### (1) 庁内推進体制

「宮内庁調達改善推進委員会」を設置する。構成は以下のとおり。

委員長 皇室経済主管

委員 長官官房主計課長

長官官房用度課長

管理部管理課長

#### (2) 宮内庁調達改善推進委員会の役割

① 調達改善計画の策定

② 調達改善計画の自己評価

#### (3) 外部有識者の活用方法

当庁の契約内容に精通する宮内庁契約監視委員会委員長に、調達改善計画の策定及び自己評価の実施の際に意見を求める。

#### (4) 内部監査等の活用

内部監査の事後検証及び会計検査における検査結果や意見等を調達改善計画の見直しに活用する。

以 上

## 重点的な取組、共通的な取組

## 平成30年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○	○	毎年度一般競争入札を実施している事案について、応札参加事業者が少ない、若しくは変わらない場合に、新規に応札事業者の参加を促すため、入札案内を行う。 なお、従前と同様に、改善状況等について宮内庁契約監視委員会に報告する。 (一者応札改善の取組拡充)	宮内庁契約監視委員会から意見のあった応札者を増やすための取組みとして、公平性に配慮して、業界団体からの紹介を始め、技術的な資格及び類似案件の契約履行実績を有する事業者に対して入札案内を行う。	継続的な取組が必要であり、また重要と考えられるため。	A	H28	前年度よりも応札事業者増を目標とする。	H31年3月まで
○		特命随意契約の見直し	過去の時点で当庁の要求要件を達成できる事業者が限定的であることを理由として、庁内審査機関で競争性のない随意契約について包括的に承認した対象案件について、競争性のある調達方式への見直し。	継続的な取組が必要であり、また重要と考えられるため。	A	H30	随意契約としていた3件について競争性のある契約方式に移行する。	H30年12月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	継続的に調達している汎用品について、市場価格と調達価格を比較検証し、合理性を欠く価格である場合には、経済性の確保を図る。		B	H30	中小企業者の官公需の受注機会等の要請に配慮しつつ取組む。	H30年12月まで
	○	地方支分部局等における取組の推進 電力調達、ガス調達の改善 (本庁(御料牧場含む)においては電気及びガスともに改善済) (関西地方官署においては高圧電気契約については改善済)	高圧以外の電気契約については使用量が少ないため、使用量に応じた適切な契約方式(見積合せ)への見直しを実施。 ガスについては都市ガス及びプロパンガス共にスケールメリットの効果を検証し、必要に応じて複数官署を集約した調達を実施。		B	H30	電気及びガスの使用量及び使用料を把握する体制を構築する。	H31年3月まで

## その他の取組み

具体的な取組内容	新規継続区分
入札公告情報のRSS配信	新規
クレジットカード決済の拡大 (従前より海外経費等の支払に用いていたクレジットカード決済について、対象経費を光熱水料などに拡大する。)	継続